

令和5年9月8日 岡山県公報 第12530号

◎岡山県告示第四百三十八号

令和五年度において、次の県統計調査を実施する。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 外国人介護人材の受入状況等に関するアンケート調査

1 県統計調査の目的

県内の介護職員の配置がある介護保険サービスを提供する施設・事業所における外国人介護人材の受入状況や課題、雇用ニーズなどを収集・分析し、外国人介護人材に係る施策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

2 県統計調査の対象の範囲

- (1) 地域的範囲
岡山県全域
- (2) 属性的範囲

岡山県内に所在する介護職員の配置がある介護保険サービスを提供する施設・事業所（介護保険法第七十一条に基づく医療みなし指定の事業所を除く）全数

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項
外国人介護人材の受入状況等について
- (2) その基準となる期日又は期間
令和五年九月一日現在

4 報告を求める者

約二千五百事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

6 報告を求める期間

令和五年九月中旬から同月下旬まで

7 実施部課名

子ども・福祉部福祉企画課

二 令和五年度岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査

1 県統計調査の目的

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを総合的・計画的に進めるため、結婚や妊娠・出産、子育てに関する現状や意識などを収集・分析し、令和七年度からの指針となる「岡山いきいき子どもプラン二〇二五（仮称）」の基礎資料とすることを目的とする。

2 県統計調査の対象の範囲

- (1) 地域的範囲
岡山県全域
- (2) 属性的範囲

ア 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 二十歳から四十九歳までの男女
イ 子育てに関する意識調査（子育て世帯意識調査） 保育所、幼稚園及び小学校三年生までの児童の保護者

ウ 結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査 高校二、三年生男女

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項
ア 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査

報告者の属性、結婚についての考え、子どもを持つこと、男女の出会い、男女の役割分担やライフワークバランス、働く女性の仕事と子育ての両立、地域社会における人々の関わり合い、結婚と住まい、妊娠・出産の知見、結婚・子育てと生活の満足度や価値観

イ 子育てに関する意識調査（子育て世帯意識調査）

報告者の属性、子育ての悩み、理想の子ども数、子育ての費用と進学、配偶者の子育てに対する関わり方と育児休暇、子育てと住まい、子育てに関わる保健・医療・保育サービス、子育ての不安・悩みと相談、ひとり親の悩みと相談、公的な子育て支援サービスと里親制度

ウ 結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査

報告者の属性、結婚についての考え、子どもを持つこと、ライフコース（一生の間にたどる道筋）、男女の役割分担やライフワークバランス、地域社会や身近な人のこと、妊娠・出産と健康

(2) その基準となる期日又は期間

令和五年九月十九日現在

4 報告を求める者

(1) 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 約五万七千人（母集団の大きさ 約六十二万人）

(2) 子育てに関する意識調査（子育て世帯意識調査） 約一万七千世帯（母集団の大きさ 約十二万三千世帯）

(3) 結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査 約四千八百人（母集団の大きさ 約五万四千人）

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

6 報告を求める期間

令和五年九月下旬から同年十月中旬まで

7 実施部課名

子ども・福祉部子ども未来課

◎岡山県告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ナビ薬局 赤坂店

赤磐市西窪田五三四―二

令和五年八月一日

訪問看護ステーションハッピーズ

笠岡市走出四四〇七

令和五年九月一日

◎岡山県告示第四百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年九月八日

指定を辞退した医療機関

名称

湯郷薬局

所在地

美作市湯郷九一五―一四

辞退年月日

令和五年八月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市北区京山一丁目一七〇六の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

◎岡山県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岡山市北区長野字昆沙門山六六七の一〇、六六七の一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 一 解除に係る保安林の所在場所
岡山市北区長野字昆沙門山六七一の一九から六七一の二一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和5年9月8日 岡山県公報 第12530号

◎岡山県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栗原有漢線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市有漢町上有漢字つぶし四一六六番七地先から 高梁市有漢町上有漢字小坂六二五九番六地先を経て 高梁市有漢町上有漢字小坂六二五九番四地先まで	新	一〇・〇〇 一一・〇〇	一〇三・〇
高梁市有漢町上有漢字つぶし四一六六番七地先から 高梁市有漢町上有漢字小坂六二五九番四地先まで	旧	四・〇〇 七・〇〇	一二六・〇
高梁市有漢町上有漢字つぶし四一六六番七地先から 高梁市有漢町上有漢字小坂六二五九番六地先を経て 高梁市有漢町上有漢字小坂六二五九番四地先まで	旧	一〇・〇〇 一一・〇〇	一〇三・〇

〔四五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称
加茂川下流開拓土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名 住 所

甲田 春男	津山市近長四二
末田 敦彦	〃 西下五五六―一
芦田 創	〃 西中一七五
土井 良浩	〃 杉宮三六八
須藤 眞	〃 上村一五二
久常 敏泰	〃 田熊一三二四

〔四五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市吉永町笹目 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年八月二十八日から 同年十一月二十三日まで	測量期間

〔四五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加賀郡吉備中央町 下土井地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和五年八月二十八日から 同年十月十日まで	測量期間

〔四五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市新田、堀南、 笹沖、上富井、中 島及び黒石地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和五年九月一日から令和 六年三月十五日まで	測 量 期 間

〔四六〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、勝央町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年九月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝田郡勝央町植月 東及び田井地内	測量区域
及び路線測量 公共測量（基準点測量、現地測量）	測量の種類
令和五年九月一日から令和 六年三月三十一日まで	測量期間

◎岡山県選管告示第七十四号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）第一条第二項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（以下「証票」という。）の有効期限を次のように定めた。

令和五年九月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に交付する証票の有効期限は、同日までとする。

二 令和五年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため同日以前に交付を受けた証票は、令和六年一月一日に交付したものとみなす。

◎岡山県岡山中央警察署長公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年九月八日

岡山県岡山中央警察署長 岸 本 克 則

- 一 購入等件名及び予定数量
岡山県岡山中央警察署庁舎で使用する電気の調達
予定使用電力量 六五一、六三八キロワット時
- 二 納入期間
令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県岡山中央警察署会計課
岡山市中区浜一丁目一九番三九号
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月二十四日
- 五 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目四番二号
- 六 落札金額
一九、八一三、八一六円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和五年七月四日

◎岡山県岡山西警察署長公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年九月八日

岡山県岡山西警察署長 山 根 勇

- 一 購入等件名及び予定数量
岡山県岡山西警察署庁舎で使用する電気の調達
予定使用電力量 八三八、九〇一キロワット時
- 二 納入期間
令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県岡山西警察署会計課
岡山市北区野殿東町二番一〇号
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月二十四日
- 五 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目四番二号
- 六 落札金額
二七、一〇一、五〇三円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和五年七月四日

◎岡山県倉敷警察署長公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年九月八日

岡山県倉敷警察署長 池 田 辰 夫

- 一 購入等件名及び予定数量
岡山県倉敷警察署庁舎で使用する電気の調達
予定使用電力量 一、一四五、九四四キロワット時
- 二 納入期間
令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県倉敷警察署会計課
倉敷市大島四五一番地一
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月二十四日
- 五 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都千代田区大手町一丁目四番二号
- 六 落札金額
三七、〇三九、四九〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和五年七月四日